

報告事項ア

令和2年度使用教科用図書の採択変更について

県立高等学校における令和2年度使用教科用図書の採択変更について、別紙のとおり報告します。

令和2年1月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志



令和2年度使用教科用図書の採択変更について

令和2年1月15日  
高等学校課

1 概要

県立高等学校における令和2年度使用教科用図書について追加で採択を行うもの。

2 追加する採択教科用図書

1校1点 倉吉東高等学校

[追加]

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名
183 第一	政経 309	高等学校 改訂版 政治・経済

3 追加をする理由

本来、該当校の第3学年に科目「政治・経済」を設定していたが、今年度7月の教科書申請時に提出する教育課程表への記載が漏れていたため、教科書の申請もなされなかった。このたび、学校において来年度科目選択等を進めていた際、教育課程表のミスが発覚したことにより、教科書採択の追加の申請があったもの。

【別添資料】（令和元年5月24日定例教育委員会 議案第1号）

（資料1）県立高等学校における使用教科書の選定方針等

（資料2）県立学校における使用教科書採択の仕組みについて

## 県立高等学校における使用教科書の選定方針等

令和元年5月24日  
鳥取県教育委員会

## 1 選定方針

- (1) 県立高等学校の教科書については、子どもたちの長を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図り、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組に沿ったものとし、生徒の能力・適性に応じて、令和2年度に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用するものを選定することとし、特に次の点に留意するものとする。
  - ア. 本文、図表、表現等が正確であり、誤記、誤植又は脱字がない。
  - イ. 内容が教科・科目の目標に適合している。
  - ウ. 程度が生徒の実態に即し、適当である。
  - エ. 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
  - オ. 印刷が鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
  - カ. 障がいその他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっている。
  - キ. 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- (2) 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、適正を期するため、次の資料等を有効に活用する。
  - ア. 教科書編修趣意書（文部科学省編）
  - イ. 教科書展示会（開催期間：令和元年6月7日（金）～7月4日（木））  
東・中・西3地区の5会場  
〔 県教育センター、鳥取市立中央図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館、境港市民図書館 〕

## 2 選定に当たっての留意事項

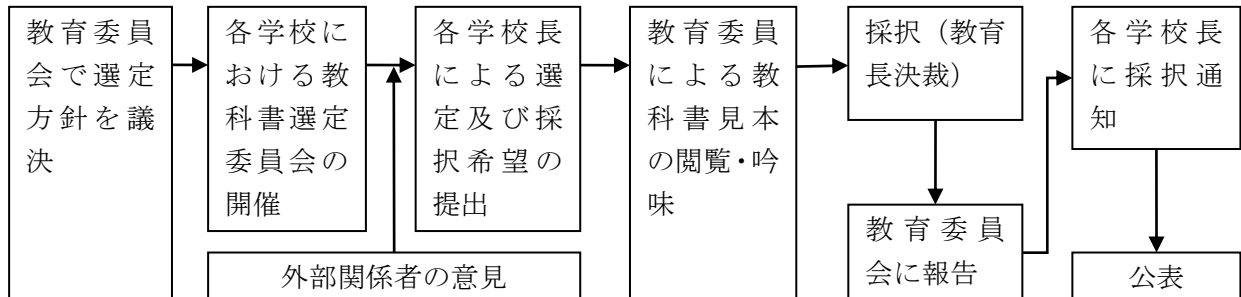
- (1) 各学校は、管理職、関係教職員で構成する『教科書選定委員会』を設置し、上記1の方針に基づいて、適正かつ公正に教科用図書を選定すること。
- (2) 選定の原案は各教科部会等で慎重に研究調査及び協議を重ねた上で作成することとし、『教科書選定委員会』で審査した後、外部関係者（PTA代表者、学校評議員、学校関係者評価委員など）の意見を聞いた上で選定すること。
- (3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（準教科書）については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

## 3 採択

- (1) 県立高等学校においては、各学校が選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- (2) 採択後、各学校は、採択結果及び選定理由について速やかに公表すること。

&lt;参考&gt;

## 県立学校における使用教科書採択の仕組みについて



## ① 学校教育法 第三十四条第一項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（中学校、高等学校、特別支援学校も準用）

## ② 学校教育法 附則第九条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

## ③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

## ④ 鳥取県立学校管理規則 第 12 条

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

## ⑤ 教育長に対する事務の委任等に関する規則 第 2 条

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

※ 各号の中に県立高等学校（県立特別支援学校の高等部を含む。）の教科書採択に関する事務は含まれない→教育長に委任